

2019年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社 廣 濟 堂
代 表 者 名 代表取締役社長 土井 常由
(コード番号 7868 東証 第1部)
問 合 せ 先 取締役 小林 秀昭
電 話 (03) 3453-0557

会 社 名 株式会社南青山不動産
代 表 者 名 代表取締役 池田 龍哉

**株式会社南青山不動産による株式会社廣濟堂株券（証券コード：7868）に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

当社は、株式会社南青山不動産より、同社が2019年3月22日より実施しております当社株券に対する公開買付けについて、2019年5月8日、当該公開買付けに係る買付条件等の変更を行うことを決定したとの連絡を受け、同社の要請に基づき、別添のとおりお知らせいたします。

なお、これにより本公開買付けの買付け等の期間は2019年5月10日（金曜日）までから同年5月22日（水曜日）までに変更されております。（変更箇所には下線を付しております。）

以 上

本資料は、株式会社南青山不動産（公開買付者）が、株式会社廣濟堂（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2019年5月8日付「株式会社廣濟堂株券（証券コード：7868）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

(別紙)

2019年5月8日

各 位

東京都渋谷区東三丁目22番14号
株式会社南青山不動産
代表取締役 池田 龍哉

株式会社廣濟堂株券（証券コード：7868）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

株式会社南青山不動産（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、株式会社廣濟堂（株式会社東京証券取引所市場第一部、証券コード：7868、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを2019年3月20日に決定し、同年3月22日より本公開買付けを実施しておりましたが、本日、本公開買付けに係る買付け等の期間の変更（以下「本買付条件等変更」といいます。）を行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、これに伴い、公開買付者が2019年3月22日付で関東財務局に提出した公開買付届出書について訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）を本日付で関東財務局に提出しております。また、本書において用いられている用語は、特段の定めがある場合を除き、2019年3月22日に提出した公開買付届出書（その後の訂正を含みます。）に定める定義によります。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 対象者の名称

株式会社廣濟堂

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（変更後）

2019年3月22日（金曜日）から2019年5月22日（水曜日）まで（38営業日）

2. 買付条件等の変更の内容（変更箇所には下線を付しております。）

(1) 買付け等の期間

（訂正前）

2019年3月22日（金曜日）から2019年4月18日（木曜日）まで（20営業日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2019年5月10日（金曜日）までとなります。

（訂正後）

2019年3月22日（金曜日）から2019年5月22日（水曜日）まで（38営業日）

(2) 決済の開始日

(訂正前)

2019年4月25日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2019年5月17日(金曜日)となります。

(訂正後)

2019年5月29日(水曜日)

3. 買付条件等を変更する理由

公開買付者は、本公開買付けを2019年3月22日より開始しておりますが、本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたので、本訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を本訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日である2019年5月22日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計38営業日とすることといたしました。なお、かかる公開買付期間の延長は、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合、法令上、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされていることによるものです。

4. その他

(1) 対象者による本公開買付けへの意見表明に対する公開買付者グループの考えについて

公開買付者グループは、意見表明プレスリリースを通して、対象者が「本公開買付け成立後に、公開買付者グループが当社を支配することにより、むしろ当社の企業価値が毀損されるおそれも否定できない状況である」と考えていることを知るに至りましたが、公開買付者グループとしては、本公開買付け公表前に実施した通算7回の事前協議及び通算8回の公表後協議を通して、対象者からそのような状況であるといえる具体的な根拠は示されておらず、根拠のないものであると考えております。公開買付者グループは、対象者の大株主でもあり、当然ながら対象者の企業価値を毀損することを企図しておりません。また、公開買付者グループは、意見表明プレスリリースを通して、対象者が「仮に本公開買付けが成立することにより公開買付者グループが当社の支配株主となった場合には、当社グループにおいて、中長期的な企業価値向上を進める上で必要な投資等に先行する形で、短期的に多額の株主還元(大規模な配当や自己株式の取得等を含みます。)が実施され、キャッシュフローバランスを欠く可能性があること等を理由として、取引金融機関が従前の当社に対する支援のスタンスを変更し、当社が新規融資を受けられなくなる可能性も懸念」していると知るに至りましたが、公開買付者グループは、公表後協議を通して対象者に対して、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者グループが経営方針・施策等の計画を立案するのではなく、対象者の取締役会にそれを一任し、公開買付者グループとしては対象者の株主として、その経営方針・指針等の計画について、全ての株主の株主価値向上に資するものであれば全て受け入れると伝えてまいりましたので、対象者において、公開買付者グループが対象者の支配株主になった場合に中長期的な企業価値向上を進める上で必要な投資等に先行する形で、短期的に多額の株主還元が実施され、キャッシュフローバランスを欠く可能性があると考えていることは理解し難いです。公開買付者グループとしても、対象者が上場企業として、株主、従業員、取引先といった全てのステークホルダーの皆様に対する責任を果たす必要がある中で、当然ながら、短期的な利益のみを追い求めることによって中長期的に株主価値が毀損されるということが許されるとは考えておりません。加えて、公開買付者グループは、意見表明プレスリリースを通して、本公開買付けが成立した場合「公開買付者らの過去の投資行動等に照らして当社グループのコア事業の安定的な継続について不安を抱く取引先が生じる可能性があり、その結果として、当社がこれらの取引先との取引を徐々に失うこととなる可能性も懸念されるところであり、現に、一部の取引先からは、公開買付者グループが当社の支配株主となった場合における当社事業の安定的な継続についての懸念を示唆されている状況」と考えていることを知るに至りましたが、公開買付者グループの過去の投資行動は、コア事業の安定的な継続を否定するものではなく、公開買付者グループは対象者の株主として、対象者の経営は対象者取締役会に一任し、全ての株主の株主価値

に資する経営方針・施策は全て受け入れると伝えていることから、株主価値に資さない事業を継続するという判断は当然あってはならないものの、対象者事業の安定的な継続についての取引先のご懸念は十分に払拭できるものと考えております。

(2) 本公開買付けへの応募について

本買付条件等変更が行われる日以前に既に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

以 上